

函館市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 1 0 号

函館市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

函館市情報公開条例施行規則（平成 1 3 年函館市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出しを「（公文書の閲覧の中止または禁止）」に改め、同条中「または視聴」を削る。

第 1 3 条を削る。

第 1 4 条中「第 2 6 条」を「第 2 5 条」に改め、同条を第 1 3 条とし、第 1 5 条を第 1 4 条とする。

別記第 1 号様式中「または視聴」を削る。

別記第 2 号様式注および別記第 3 号様式注第 2 項中「もしくは視聴」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。